



# 島根県報

令和2年10月1日(木)

号外第117号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【公企規程】**

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

(企業局施設課) 2

### 島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年10月1日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県公営企業管理規程第8号

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

島根県企業局電気工作物保安規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

「  
別表第1中  
」

志津見発電所 (ダム水路主任技術者) 隠岐大峯山風力発電所	を
-------------------------------------	---

」

「  
」

志津見発電所 (ダム水路主任技術者)	に改める。
-----------------------	-------

」

別表第3 電気工作物（太陽光発電設備）の項中

パワーコンディショナー	絶縁抵抗測定	4年	を
	その他各種測定	4年	
	試験		

」

「  
」

パワーコンディショナー	絶縁抵抗測定	5年	に改める。
	その他各種測定	5年	
	試験		

」

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。